

令和 7 年度独立行政法人国立美術館調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国立美術館は、事務・事業の特性を踏まえ PDCA サイクルにより公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 7 年度独立行政法人国立美術館調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国立美術館における令和 6 年度の契約状況は表 1 のようになっており、契約件数は 326 件、契約金額は 91.9 億円である。そのうち、競争性のある契約は 154 件(47.2%)、51.7 億円(56.3%)、競争性のない契約は 172 件(52.8%)、40.2 億円(43.7%)となっている。

令和 5 年度と比較して、競争性のない随意契約の割合は件数・金額ともに減少している(件数は 0.8pt の減、金額は 2.6pt の減)。この主な要因は、新組織の発足等により調達全体の件数が増加した中で、競争性のある契約が件数・金額ともに増加したことなどによる。

表 1 令和 6 年度の国立美術館の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和5年度		令和6年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(25.8%) 75	(43.4%) 37.6	(28.5%) 93	(45.6%) 41.9	(24.0%) 18	(11.7%) 4.4
企画競争・公募	(20.6%) 60	(10.3%) 8.9	(18.7%) 61	(10.7%) 9.8	(1.7%) 1	(10.1%) 0.9
競争性のある契約(小計)	(46.4%) 135	(53.7%) 46.5	(47.2%) 154	(56.3%) 51.7	(14.1%) 19	(11.2%) 5.2
競争性のない随意契約	(53.6%) 156	(46.3%) 40.1	(52.8%) 172	(43.7%) 40.2	(10.3%) 16	(0.2%) 0.1
合 計	(100.0%) 291	(100.0%) 86.6	(100.0%) 326	(100.0%) 91.9	(12.0%) 35	(6.2%) 5.4

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和 6 年度の対令和 5 年度伸率である。

- (2) 国立美術館における令和 6 年度の一者応札・応募状況は表 2 のようになっており、契約件数は 107 件(69.5%)、契約金額は 46.0 億円(89.0%)である。

令和 5 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は、件数・金額共に増加している(件数は 5.1pt の増、金額は 13.1pt の増)。

件数の割合の増加については、新しく発足した中間生成物保存活用委託事業事務局における「メディア芸術作品の中間生成物等(マンガ原画、取材資料等)収蔵庫整備基本計画策定業務」や同生成物に関する調査業務など、専門性が高く応札者が限られる傾向にある契約を競争入札に付したところ、一者応札・応募となったことが主な原因である。

金額の割合の増加については、国立新美術館における管理・運営業務や警備業務等の複数年業務など、契約金額が比較的高額となる契約について、競争入札に付したところ、一者応札となり、一者応札・応募であった契約の割合が大きくなったことが主な要因である。

表 2 令和 6 年度の国立美術館の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		令和5年度		令和6年度		比較増△減	
2者以上	件数	48	(35.6%)	47	(30.5%)	△ 1	(△ 2.1%)
	金額	10.8	(23.1%)	5.7	(11.0%)	△ 5.1	(△ 47.2%)
1者以下	件数	87	(64.4%)	107	(69.5%)	20	(23.0%)
	金額	35.8	(76.9%)	46.0	(89.0%)	10.2	(28.5%)
合 計		135	(100.0%)	154	(100.0%)	19	(14.1%)
		46.5	(100.0%)	51.7	(100.0%)	5.2	(11.2%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、令和 6 年度の対令和 5 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】内は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争性のない随意契約については件数・金額の割合が縮小するなど一定の改善が認められた。令和 7 年度も以下の取組を進め、調達改善に努めるものとする。

(1) 一者応札・応募となった契約の検証

- ① 一者応札・応募となった案件について、調達関係書類を交付したが応札しなかった事業者に対し、事業内容に応じた電話、メール等による任意のヒアリング又はアンケート調査を実施し、その結果を参考とするとともに、自己点検票を活用し、公告・公募の方法、期間等の項目について、一者応札・応募となった要因を分析し、改善策を自律的に検討する。
- ② ①の検討の結果を踏まえ、契約監視委員会において、契約の適正性の検証を実施する。
- ③ 契約監視委員会における点検に当たっては、抽出した契約の契約書、仕様書及び競争条件等の詳細な点検を実施する。

【電話、メール等による任意のヒアリング又はアンケート調査の実施件数】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】内は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約(少額随意契約を除く。)を締結することとなる案件については、事前に、法人内に設置された調達等合理化検討チームに報告し会計規則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。ただし、緊急やむを得ないと認められる場合は事後的に報告を行うこととする。なお、調達等合理化検討チームは必要に応じて法人内の専門的見地を有する職員の意見を参考徴取することができる。

【調達等合理化検討チームによる点検件数】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 新規採用者等(有期雇用職員を含む。)を対象とした新人研修において会計に係る研修を実施する。
- ② 会計に係る内部監査の実施を通じた情報共有を図ることにより、適正な会計事務の執行

と不祥事の未然防止を図る。
【研修の実施結果、内部監査実施件数】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、本部事務局長を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事兼本部事務局長
副総括責任者	本部事務局次長
メンバー	本部事務局財務課長 本部事務局財務課室長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、随意契約、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、独立行政法人国立美術館のホームページで公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には調達等合理化計画の改定を行うものとする。